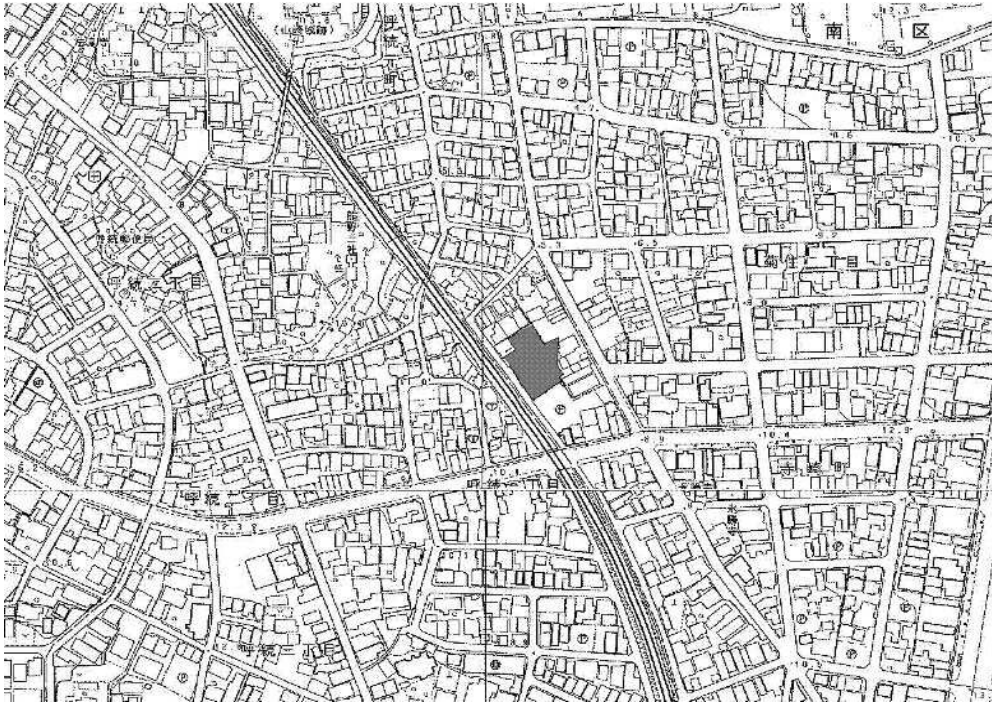


ヴェルデアーダ桜本町

【協定地区の範囲(網掛け部)】



【所在地】 南区呼続元町27番

【最初の認可】 平成26年11月28日 【最近の認可年月日】 平成26年11月28日 【認可番号】 26指令住建指第121号

【有効期間】 令和6年11月28日 より 10 年間

【用途地域】 第一種住居地域

【制限の概要】

- 1 協定の認可時の造成区画を分割してはならない。
- 2 階数は、2以下とすること。
- 3 屋根は、勾配屋根を基本とし、統一すること。
- 4 外壁は、全棟の街並みで統一すること。
- 5 緑の連続性を確保するため、協定認可後にブロック壁等これらに類するものは設置してはならない。
- 6 敷地内の空地は、周囲の環境との調和を図るよう緑化をおこない、その維持管理に努めなければならない。
- 7 看板及び広告物類は、協定区域内に設置してはならない。
- 8 ア) テレビアンテナ、FMアンテナ及びアマチュア無線用アンテナは、屋根又は屋外に設置してはならない。
ただし、2階ベランダ内は設置可。
イ) 屋根の上に設備機器類を設置してはならない。
ウ) ガーデンライトは電球色として、常夜灯とすること。
エ) 駐車場屋根・車庫(カーポート類)を設置してはならない。
オ) 敷地内に、物置・倉庫類を設置してはならない。
カ) 敷地内の緑地スペースを減少させて増築・改築等してはならない。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区